

設 計 図 等 の 質 疑 に 対 す る 回 答 書

業 務 名		太田川緑地（祇園新橋～祇園大橋）実施設計業務（8-1）	
業務担当課		安佐南区農林建設部維持管理課	回 答 日
		令和8年6月23日	
番号	仕様書頁等	質問	回答
1	特記仕様書〔共通編〕 5 地元協議等の立会について	「地元協議等の立会について」は何回の実施を見込んでおられますか。	本設計には見込んでいないため、項目削除します。実施する場合は設計変更の対象とします。
2	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	特記仕様書に示されている整備計画図の内容について、当該検討段階では河川管理者の了承を得ているとの理解でよろしいでしょうか。	河川管理者の了承を得ています。
3	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	施設広場は堤防に腹付け盛土して上段部用地を確保する計画ですが、堤防の浸透流解析など、堤防本体に係る検討は業務対象外との認識でよろしいでしょうか。	堤防本体に係る検討は業務対象外としています。
4	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	堤外側にベンチやフェンスの設置を行う計画となっていますが、これに伴う河川への影響（河積阻害）は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	考慮しないものと考えていますが、詳細位置や形状により、協議の上で検討する予定です。
5	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	東屋について、場合によっては計画通知が必要になると考えますが、計画通知への対応は業務に含まないとの理解でよろしいでしょうか。（本業務外で、別途設計トイレの計画通知に含めて申請されると考えてよいでしょうか？）	東屋及びトイレの計画通知は本業務外で申請するものとしています。
6	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	整備計画図では堤体に盛土して堤体天端に広場を設ける案となっています。河川管理者（国交省）とは協議は行われているのでしょうか。	整備計画図の案に対しては基本的な了承は得ていますが、詳細な協議はこれから行っていくこととしています。

7	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	上記、盛土した場合の堤体の安定については検討されているのでしょうか。行っていない場合は検討が必要になり、国交省との協議が必要と思われます。その場合は設計変更の対象となるのでしょうか。	盛土の検討はしていません。別途協議を要する場合は設計変更の対象とします。
8	特記仕様書〔設計業務編〕 2 業務内容について (1) 公園実施設計について	整備計画図には上段部の北側に「擁壁」と記載されていますが、特記仕様書の「2 業務内容について(1) 公園実施設計については、実施設計に擁壁設計は書かれていません。本設計に擁壁設計は含まれているのでしょうか。擁壁については形式が決定しているのでしょうか。決定していない場合、擁壁の構造形式の選定から必要となるのでしょうか。	構造形式は決定していません。構造形式の選定を含む全ての擁壁設計を本設計に含まれるものとしてください。
9	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	擁壁設計位置で土質調査は行われているのでしょうか。	土質調査は行っていません。必要な場合は設計変更の対象とします。
10	特記仕様書〔共通編〕 〔設計業務編〕整備計画図	東屋について、特記仕様書及び設計書には「建築確認申請」が含まれていませんが、必要な場合は、設計変更の対象となるのでしょうか。	東屋については既製品を使用する予定であるため、「建築確認申請」は必要ありません。